

電子入札と電子認証の講習会

■日時／2月27日(木)  
午後7時～9時30分

■場所／周防大島町商工会本所  
3階会議室  
(旧久賀町商工会館)

■内容／電子入札と電子認証  
電子入札模擬体験  
個別相談

■講師／谷口 修 先生  
(中小企業診断士、第1種情報処理技術者)

■対象者／町内の工商业業者  
または従業員等の関係者

■申し込み／準備の都合上、2月22日(金)までに、商工会本所または各支所へ電話・ファックスで申し込んでください。(事業所名と参加者人数をお知らせください。)

- ・本所 ☎79・0300
- ・ファックス ☎72・0479
- ・大島支所 ☎74・2012
- ・ファックス ☎74・2631
- ・久賀支所 ☎72・0478
- ・ファックス ☎72・2277
- ・橘支所 ☎77・0242
- ・ファックス ☎77・2295
- ・東和支所 ☎78・0002
- ・ファックス ☎78・1943

■参加費／無料

※パソコン等は主催者で準備します。筆記用具のみご持参ください。なお、パソコンには台数に限りがあります。参加人数によっては、共用となりますのでご容赦ください。

■問い合わせ／周防大島町商工会本所  
☎79・0300

町観光協会の事務局長を公募します

周防大島町観光協会は、みかん鍋の開発や諸行事開催を通じ、観光立島を目指して躍進しています。さらなる飛躍のため、現在法人化への組織替えを進めています。ついでに情熱に燃えた事務局長を公募します。

■募集要領／周防大島を愛する方で、年齢・性別は問いません。原則として周防大島に居住できる方。

■募集期間／2月10日(日)～3月20日(木)

■申し込み・問い合わせ／周防大島町久賀4316  
周防大島町観光協会  
☎0820(72)2134  
(ファックス兼)

観光協会の愛称およびロゴマーク募集

平成20年度に、周防大島町観光協会は、新たに法人化組織として出発します。つきましては、正式名称「周防大島町観光協会」をしのぐ愛称を募集します。

■募集締め切り／4月30日(水)

■応募方法／住所・氏名・愛称を1枚に1点ご記入のうえ、郵送またはファックス、Eメールで応募してください。

■応募先・問い合わせ／周防大島町久賀4316  
周防大島町観光協会  
☎0820(72)2134  
(ファックス兼)  
Eメール  
mail@suo-oshima-kanko.net



安心と信頼のハートピア共済

事業所で加入しませんか？ 中小企業勤労者共済制度

従業員は福利厚生面をより充実させるためにお勧めします。なお、事業主が従業員のために共済掛金を負担された場合は、税法上は損金または必要経費として算入できます。

■加入の申し込み・問い合わせ／周防大島町勤労福祉共済会(事務局)・周防大島町商工観光課  
☎79・1003

型 種	対 象 者	加入年齢	月掛金(1人)	交通事故死亡の給付金額
1 型	県内に住所または勤務先がある中小企業の勤労者で契約発効日の前日まで健康な方(事業所加入される場合は事業主も加入できます)	満15歳以上	450円	240万円
2 型		満65歳未満	900円	480万円
3 型			1,500円	720万円
4 型		満15歳以上 満50歳未満 (満55歳になるまで継続加入できます)	2,000円	1,000万円
高齢者型		満65歳以上 満71歳未満	450円	100万円
ファミリー型	1型～4型に加入している本人、配偶者および子供	0歳以上 満65歳未満 (子供は満25歳未満)	500円	200万円

- この制度は、中小企業で働いている未組織の勤労者の福祉の向上を目的とし、県下全域にわたって実施されている共済制度です。
- 月々わずかな掛金で、死亡・障害・入院・住宅災害等の不測の事態に対してセツトで保障し、さらに結婚・出産・銀婚・小中高校入学祝金も給付します。
- 入院については、さらに充実・・・5日以上入院したとき、1日目から給付金をお支払いします。